

## 仕様書

### 1 業務名

新居浜市残骨灰処理業務

### 2 業務の概要

受託者は、新居浜市斎場（以後「斎場」という。）に保管している残骨灰の搬出運搬、分別処理して残骨灰から人骨を分離し、分離した人骨は有害物質等を除去した後に、残骨灰（埋蔵残骨）として、これを最終埋蔵地へ運搬し、埋蔵保管する。なお残骨灰に含まれるリサイクル金属類（有価物）については売却可能な地金に精錬した上で新居浜市へ返還し、それ以外の物質は廃棄物として適正に処理する。

業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、環境保全上において何ら支障のないように適切処理することとし、残骨灰の取扱いについては、故人の尊厳を尊重し、業務全体を通じて残骨灰を丁重に取り扱うこととする。

ただし、ここでいう残骨灰とは、収骨後に残された人骨、フィルター等集塵灰を含んだ塵芥類、リサイクル金属類等をいう。

### 3 期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 4 残骨灰保管場所

新居浜市斎場（新居浜市磯浦町19番1号）

### 5 業務内容

#### （1）実施計画

受託者は業務実施前に、新居浜市へ実施計画書を提出することとする。記載する事項については、次のとおりとし、計画書の大きさは日本工業規格によるところのA4サイズで、かつ、長辺を左側に綴じて作成すること。

- ①残骨灰処理施設の名称、所在地及び業務体制
- ②現場責任者（氏名、経歴、連絡先等）
- ③業務実施日程
- ④実施方法
- ⑤最終埋蔵地の名称、所在地及び連絡先等
- ⑥最終埋蔵地の使用許可書等の写し
- ⑦有価物の精錬を行う者の名称及び所在地
- ⑧その他、新居浜市が指示する事項

#### （2）搬出運搬

##### ア 人員、機材等

受託者は、保管場所からの搬出運搬に必要な人員、車両、その他必要な機材を自ら調達し、実施すること。

##### イ 搬出時間、搬出経路等

###### （ア）搬出時間

斎場の開場時間内とし、斎場指定管理者の立会いのもと、斎場から搬出すること。

- (イ) 搬出経路等は斎場指定管理者と受託者が協議して定めるものとする。
- (ウ) 搬出頻度は年間6回程度とし、搬出日時は斎場指定管理者と受託者で協議して定めるものとする。

#### ウ 消耗品等

斎場における残骨灰保管に必要な消耗品（紙袋等）は受託者の負担とする。

#### エ その他

- (ア) 受託者は、搬出時に残骨灰が飛散、流出しないように措置を講じるとともに、作業従事者は防塵マスクを着用する等の適切な安全対策を講じること。
- (イ) 受託者は、搬出後に残骨灰保管室、搬出経路等の清掃を行うこと。
- (ウ) 受託者は、運搬時に残骨灰を収納している紙袋等が荷崩れしないように固定し、荷台をシートで被う等の残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。
- (エ) 受託者は、最も安全かつ効率的な運搬経路を選択するとともに、事故等が発生した場合等にも運搬を継続できる体制及び新居浜市への連絡体制を整備すること。
- (オ) 残骨灰を収納している紙袋等は、受託者の責任のもと適切に処分すること。

### (3) 分別処理

#### ア 保管

- (ア) 受託者は、受託者の施設内であって、床が不浸透材料である専用区画に搬入した残骨灰を保管するとともに、残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。
- (イ) 受託者は、残骨灰を保管する際に、施設内に設置された計量器を用いて搬入した残骨灰の重量を計量し、記録すること。
- (ウ) 受託者は、残骨灰を収納している紙袋等に新居浜市の残骨灰であること、搬入日等を表記し、新居浜市以外の残骨灰等が混入しないように保管すること。

#### イ 分別

- (ア) 受託者は、受託者の施設内であって、床が不浸透材料である専用区画で残骨の選別等を行うとともに、残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。
- (イ) 受託者は、新居浜市以外の残骨灰が混入しないように残骨灰の選別等を行うこと。
- (ウ) 受託者は、残骨灰から収骨後に残された人骨、集塵灰を含んだ塵芥類、リサイクル金属等を選別すること。
- (エ) 選別した残骨は、埋蔵するまでの間、新居浜市から排出された残骨灰専用の容器等に保管収納することとし、容器等には、新居浜市から排出された残骨である旨等を表記し、新居浜市以外の残骨が相互に混入しないように保管すること。
- (オ) 選別したリサイクル金属類は、精錬するまでの間、新居浜市から排出したリサイクル金属類専用の容器等に收容することとし、收容する容器等には、新居浜市から排出したリサイクル金属類である旨等を表記し、新居浜市以外のリサイクル金属類が相互に混入しないように保管すること。また、保管場所は、部外者の立入りを禁止するとともに、盗難等の事故に遭わないよう、警備等には万全を期すること。
- (カ) 埋葬残骨及びリサイクル金属類以外の残骨灰は、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。また、残骨灰に含まれる六価クロム、ダイオキシン類等の有害化学物質については、適切に無害化処理等を行い、処分すること。

#### (4) 埋蔵保管

##### ア 条件

最終埋蔵地は、故人の尊厳を保つことができ、かつ、何人でも訪れることが可能な場所とすること。

##### イ 最終埋蔵地確保

受託者は、受託者の責任のもとに残骨灰（埋葬残骨）の最終埋蔵地を確保し、業務実施前に所有者から使用許可等を得ること。

##### ウ 公表

最終埋蔵地の設置場所の名称、所在地、連絡先等については、新居浜市がホームページ等で公表するものとする。

##### エ 最終埋蔵

選別した残骨灰（埋葬残骨）は、業務委託期間内に最終埋蔵地へ全て埋蔵すること。

##### オ 運搬

受託者は、残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。

#### (5) 精錬

##### ア 有価物

選別したリサイクル金属類は、さらに金、銀、プラチナ、パラジウムの有価物とその他金属類に分類し、有価物は売却可能な地金（インゴット）等の状態に精製すること。その他金属類については、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。

##### イ 地金（インゴット）

金及び銀は、純度99.99%以上に、プラチナ及びパラジウムは、純度99.95%以上に精錬し、銀以外のものは、純分認証極印又はホールマークを表示すること。

#### (6) 返還

##### ア 返還を要する有価物

- ①金
- ②銀
- ③プラチナ
- ④パラジウム

##### イ 返還方法

受託者は精錬した有価物を、次の（ア）又は（イ）のいずれかをいずれかの方法で新居浜市へ返還する。なお、返還の方法については新居浜市が選択することとする。

###### （ア）買い取り返還

新居浜市が指定する日における取引価格を基に計算し、受託者は新居浜市の指定する方法にて、指定する日から起算して60日以内に支払うこととする。

###### （イ）地金現物返還

新居浜市が指定する日時及び場所において、地金（インゴット）の現物を一括して返還する。

##### ウ 返還量等の公表

返還された有価物の名称及び返還量等については、新居浜市がホームページ等で公表

するものとする。

## エ 報告

受託者は、精錬した有価物の返還量等について、新居浜市へ報告することとし、精錬業者が作成した重量及び純度を証明する書類を添付すること。

### (7) 実施報告

受託者は業務完了後速やかに、新居浜市へ業務完了報告書を提出することとする。記載する事項及び添付書類については、次のとおりとし、報告書の大きさは日本工業規格によるところのA4サイズで、かつ、長辺を左側に綴じて作成すること。

- ① 斎場からの残骨灰搬出日及び搬出日毎の残骨灰重量
- ② 残骨灰を選別等した後の種類別重量(残骨灰、有価物、有価物を除いたりサイクル金属類、陶器類等)
- ③ 残骨灰(埋葬残骨)の最終埋蔵地の名称、所在地及び埋蔵日
- ④ 写真(搬出、残骨灰処理工程毎の作業状況、最終埋蔵状況等)
- ⑤ その他、新居浜市が指示する事項

### 6 現地確認等

新居浜市は、履行期間中に残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、受託者の処理施設及び最終埋蔵地等の現地確認を行うことができる。

また、新居浜市は、必要に応じて、受託者の業務の履行に立会い、受託者の事務所等へ立ち入り、又は書面により報告を求めることができるとし、受託者は正当な理由がない限り、立ち入りを拒むことはできないこととする。

### 7 その他

- (1) 受託者は「5 業務内容」の各業務完了の都度、新居浜市へ速やかに、その進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における新居浜市の問合せに応じること。
- (3) 本業務に関する法令、条例、規則等を遵守し、諸官公署等の手続きが必要な場合は、受託者の負担において、適正に施行するものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、新居浜市及び斎場指定管理者と連絡を密にとり、斎場の運営に支障が生じないよう留意すること。
- (5) 本業務内容に疑義があるとき、又は定めのない事項については、新居浜市と受託者で協議して定めるものとする。